

(参考) 先進医療を受けるための通院交通費の計算方法の例示

$$\begin{aligned} \text{助成額} &= (1 \text{ 回の治療にかかった通院交通費の合計額} - 5,000 \text{円}^*) \times 1/2 \\ &= (1 \text{ 日の通院交通費相当額} \times \text{通院日数 (回数)} - 5,000 \text{円}) \times 1/2 \end{aligned}$$

*県内市町から神戸市内までの平均交通費 (往復)

鉄道利用

ご自宅の最寄り駅から通院する医療機関の最寄り駅までの運賃

新幹線は対象外

例) Aさん (養父市八鹿町八鹿1675) が自家用車と公共交通機関 (鉄道) を利用され、三ノ宮駅周辺の病院に計5日 (回) 通院された場合の支給額 ※1km未満は切り捨て
 [{ (自宅から八鹿駅までの距離2km×37円 (県単価/km) × 2 (往復) + 八鹿駅～三ノ宮駅の往復運賃 (特急) 9,660円) × 5回 - 5,000円) } × 1/2 = **22,037円**

バス利用

ご自宅の最寄りバス停から通院する医療機関の最寄りバス停までの運賃

例) Bさん (淡路市生穂新島8) が公共交通機関 (バス) を利用され、三ノ宮駅周辺の病院に計6日 (回) 通院された場合の支給額
 ((津名港～三宮バスターミナル間の往復運賃3,380円) × 6回 - 5,000円) × 1/2 = **7,640円**

車利用

ご自宅の住所から通院する医療機関の住所までの交通費相当

高速はETC利用明細等の添付が必要

タクシーは対象外

例) Cさん (丹波市氷上町成松1) が自家用車を利用され、三ノ宮駅周辺の病院に計6日 (回) 通院された場合の支給額
 ((丹波市役所～三ノ宮駅間の距離80km×37円 (県単価/km) × 2 (往復) + 春日IC～国道2号間の高速道路往復料金4,720円) × 6回 - 5,000円) × 1/2 = **29,420円**

注意

通院交通手段に関わらず、1ケルの治療にかかった通院交通費の合計額が5,000円未満の場合

例) Dさん (西宮市六湛寺町10) が公共交通機関 (鉄道) を利用され、三ノ宮駅周辺の病院に計5日 (回) 通院された場合の支給額
 (阪神西宮駅～阪神三宮駅の往復運賃 560円×5回 - 5,000円) × 1/2 = **-1,100円 支給なし**